

★贈与税の改正

平成27年分の贈与より贈与税率の改正が行われます。

この改正により現行は1つだけの贈与税率が下記のように2区分になります。

今回は、改正後の税率構造と贈与税の具体的な計算方法についてご紹介します。 (深谷綾子)

◎贈与税の税率構造

(速算表 I)

①20歳以上(注)の者が直系尊属から贈与を受けた場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

(速算表 II)

②①以外の場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円以下	45%	175万円
3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

(参考)

現行速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

(注) 贈与の年の1月1日現在において20歳以上

◎具体的な計算方法

【例1】 甲(30歳)が祖父より500万円の贈与を受けた場合

上記(速算表 I)より $(500万円 - 110万円) \times 15\% - 10万円 = 485,000円$
 改正前では、 $(500万円 - 110万円) \times 20\% - 25万円 = 530,000円$
 となりますので、平成27年以降に贈与したほうが贈与税は少なくなります。

【例2】 甲(30歳)が義父(配偶者の父)より400万円の贈与を受けた場合

上記(速算表 II)より $(400万円 - 110万円) \times 15\% - 10万円 = 335,000円$
 この場合の贈与税は改正前と変わりません。

【例3】 それでは、甲(30歳)が同一年に祖父より500万円、義父より400万円の贈与を受けた場合には基礎控除額110万円はどちらから適用するのでしょうか。その場合には次のような調整計算を行います。

①合計900万円に対する贈与税を(速算表 I)で計算して500万円分を按分

$$(900万円 - 110万円) \times 30\% - 90万円 = 147万円$$

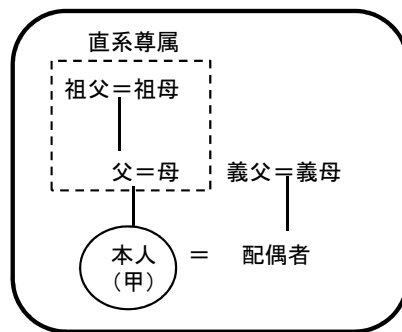
$$147万円 \times (500万円 / 900万円) = 816,666円$$

②合計900万円に対する贈与税を(速算表 II)で計算して400万円分を按分

$$(900万円 - 110万円) \times 40\% - 125万円 = 191万円$$

$$191万円 \times (400万円 / 900万円) = 848,888円$$

③贈与税額は①+②=1,665,500円(百円未満切捨)となります



110万円の基礎控除額を利用した生前贈与は、長期的な相続税対策に有効であるため既に実行されている方やこれから実行しようと考えている方も多いと思います。しかし、後に相続財産と認定されないよう、贈与契約書を作成する、通帳から通帳への振込で贈与した事実を残す、「あげた」「もらった」の認識をきちんとしておく、など贈与が否認されないための要件をしっかりと押さえておくことが必要です。